

2020年12月〇〇日

「学校教育法の一部改正を求める意見書」（要約）

文部科学省

大臣 萩生田 光一 殿

NPO 法人千葉こどもサポートネット

理事長 米田 修

「意見（改正）の趣旨」

1、現行の学校教育法第11条を次のとおり改正することを求める。

（現行法）

第11条（児童・生徒・学生の懲戒）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

（改正案）

第11条（児童等の懲戒）

校長及び教員は、文部科学大臣の定める要件があると認めるときは、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。懲戒を加えるに当たって、児童等の権利に配慮し、文部科学大臣の定める適正手続きに従って行わなければならない。ただし、児童等の人間の尊厳に反する体罰または品位を傷つける扱いをしてはならない。

第11条の2（教員等による虐待の禁止）

校長及び教員は、いかなる場合においても、児童・生徒の心身に有害な影響を及ぼす各号の虐待行為をしてはならない。

- 1 児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童等にわいせつな行為をすること又は児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の教員等としての業務を著しく怠ること。

- 4 児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「意見（改正）の理由」

当法人は任意団体の時代を含めて、これまでの28年余りの活動の中で、千葉県内の学校教育の問題について、子ども・親たちの支援活動を行ってきた。そこでの共通の問題は「学校における子どもの権利の保障がなされていない」ことに由来していると考えに至り、これを改善するためには「子どもの権利擁護制度の整備」が必要であると考え、地方自治のレベルで「子どもの権利条約」を県条例化するために、県内の子ども関係団体・個人に呼びかけて2000年12月に活動団体を組織化して（「千葉県子ども人権条例」を実現する会・改称後は「こども人権ネットちば」）取り組んできた。

千葉県も堂本前知事時代の2005年3月の「次世代育成支援行動計画」の中で、「千葉県子ども条例」を検討するための「子どもの権利・参画のための研究会」（同会の代表は当ネットの前代表が就任）を立ち上げ、3年半をかけて「子ども条例」を検討した結果、2009年9月に「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」（第三者機関の設置を含む子どもの権利擁護制度。）をまとめている。しかし残念ながら現知事に交代して、この指針は条例化されることはなかった（別紙「同指針概要版」参照）。

当法人が問題にしてきた「教員による子どもへの体罰・暴言・わいせつ行為等の暴力（学校内虐待）」についても、千葉県には子どもの権利擁護制度がないために事後対応として、公正な第三者機関での権利侵害の救済活動と検証が行われておらず、「子どもの権利擁護の視点」からの再発防止に向けての対策が出来ていない。

そこで当法人は、これを改善するために、2018年2月県知事に「申し入れ書」・県教育委員会に対し「本請願」を提出し、更に2019年1月県知事・県教育長に対し、「意見書」を提出しているが、これに対し県知事・県教育長は、誠実に対応していない。

（これら3点の書面は、当ネットHPに <http://kodomosaponet.g2.xrea.com/> に掲載中）。

ただ根本的には、「教員による子どもへの体罰・暴言・わいせつ行為等の暴力行為」を従来通り教員・学校による「懲戒問題」（教育・指導問題）と「暴力問題」（体罰・わいせつ行為・暴言等）或いは「教職員の不祥事

問題」として対応する現行「学校教育法制度」を、「子どもの権利擁護の視点」から子どもの権利を保障し擁護するためには、同法の改正が必要であると考えに至った。

即ち、同法には「子どもの権利」の規定がなく、また2019年1月の「意見書」でまとめたとおり、そもそも子ども基本法である「子どもの権利に関する包括的な法律の制定」がなされていない現状をからすると、

例えば、「児童・生徒は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、学校教育のあらゆる場面において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、成長発達が保障され、その最善の利益が優先して考慮される権利を有する。」等の「子どもの権利」についての規定を教育基本法又は学校教育法に整備すべきである。

しかしながらこれを整備するためには、学校教育法体系全体における「子どもの権利」の見直しが必要となり、制度化のために更なる熟議を踏まえる必要がある。もちろん上記「意見（改正）の趣旨」に記載の学校教育法第11条の改正であったとしても同様である。

しかし「本請願」「意見書」等で問題にしている「地方公共団体が設置し運営している公立小中高等学校において、子どもが地方公務員である教職員等から暴力（体罰・わいせつ行為・暴言等の学校内虐待）を受けている人権侵害（公権力の行使による虐待行為）」について、これを防止して子どもたちが安全に安心して通える学校に改めるためには、教職員及び教育行政（教育委員会）の責任を明確にし、子どもの権利擁護の根拠法を整備する必要があり、その第一歩として学校教育法第11条等を上記「意見（改正）の趣旨」のとおり改正して、速やかに学校における「子どもの権利擁護の制度化」を図るべきであると考えに至ったものである。

なお、本意見書の趣旨は、教職員による子どもへの暴力の禁止を定める「学校内虐待」の防止するための基本条項の整備であるが、今後これを具体的に実施するためには、関係法令等の整備を行い、児童福祉・医療・警察・司法との連携を行いワンストップサービスで、学校教育における子どもの権利の救済・擁護制度を確立し、別途これを監視する第三者委員会（子どものオンブズマン制度）の設置すること等を行い、学校内虐待の発生の予防・発生後の対応・再発防止等の施策を策定する必要がある。

当法人は、このことを国に本意見書をもって提案し、広く社会に問題提起をするものである。

以上